

華誠の知的財産権ニュースレター

2024年04月 第八十四期

目次

華誠の動向

華誠が再び2024年のLEGALBAND中国トップ法律事務所と中国トップ弁護士ランキングにランクイン 2

特許

国家知識産権局が2023年中国特許調査報告を公表 2

国家知識産権局が特許審査はウェイ（PPH）改善提唱への参加を宣言 6

中米欧日韓5庁が共同で公表した統計報告によると、中国の発明特許出願の品質が向上し、デジタル技術分野の特許出願が活発化 6

営業秘密

上海市第三中級人民法院、上海知識産権法院が公表した2015～2023年の営業秘密事件の裁判状況 10



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

華誠の動向

華誠が再び 2024 年の LEGALBAND 中国トップ法律事務所と中国トップ弁護士ランキングにランクイン

2024 年 4 月 16 日、有名な法律格付け機関 LEGALBAND は 2024 年度中国トップ法律事務所と中国トップ弁護士ランキングを発表した。

華誠法律事務所はこれまで各分野で優れた業務能力、卓越した業績のパフォーマンスと良好な業界での評判により、知的財産権：訴訟、知的財産権：非訴訟、破産更生と清算、サイバーセキュリティとデータコンプライアンスなど多くの業務分野で重点的な推薦を受けてきた。長年にわたってトップの知的財産権訴訟と破産更生と清算分野をリードし続けてきたほか、華誠は今年度も知的財産権非訴訟とネットワークセキュリティとデータコンプライアンスという 2 つの分野で認められて推薦を受けた。



特許

国家知識産権局が 2023 年中国特許調査報告を公表

4 月 15 日、国家知識産権局は「2023 年中国特許調査報告」を公表し、報告書には企業が特許を出願する主な用途という一節がある。調査によると、企業の半数以上が発明特許を取得する主な用途には、「特許製品を生産し、経済効果を得るため」と「技術的備蓄を行う」が含まれており、関連企業の割合はそれぞれ 73.0%と 64.4%であった。次に、「ハイテク企業、「専精特新」企業などの資質認定に用いる」と「今後のプロジェクトの申告を支えるために用いる」で、それぞれ 36.3%と 27.9%であった。用途に「競合他社が提起する権利侵害の訴えに対抗する」と「職務発明者の職務審査、職務昇進などに使用する」を含む企業の割合は総体的に低く、それぞれ 13.8%、12.3%であった。

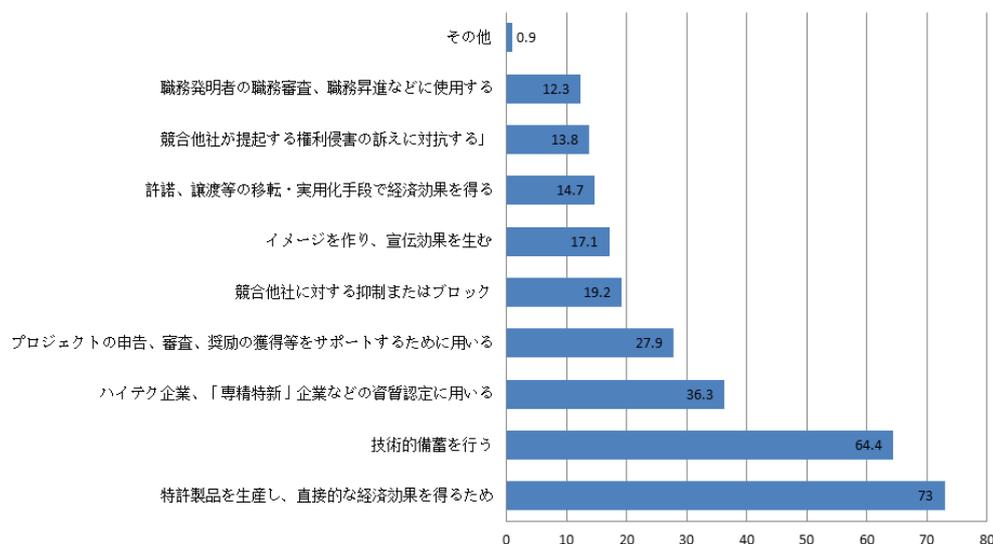


図 105 企業が発明特許を申請する主な用途

注：当該題目の有効な特許データ量の合計は 2166。本題目は複数選択問題で、パーセンテージを加算すると 100%を超える。

特許

表 76 登録タイプの異なる企業が出願する発明特許の主な用途（単位：％）

	内資企 業	香港マカ オ台湾投 資企業	外商投資 企業	全体
特許製品を生産し、直接的な経済効果を得るため	72.3	78.2	77.8	73
許諾、譲渡等の移転・実用化手段で経済効果を得る	15.0	13.1	12.6	14.7
競合他社が提起する権利侵害の訴えに対抗する	12.8	21.7	20.1	13.8
競合他社に対する抑制またはブロック	18	26.2	30.1	19.2
技術的備蓄を行う	63.9	64.1	72.1	64.4
イメージを作り、宣伝効果を生む	17.7	15.1	11.5	17.1
ハイテク企業、「専精特新」企業などの資質認定に用いる	37.2	31	28.5	36.3
プロジェクトの申告、審査、奨励の獲得等をサポートするた めに用いる	28.8	21.4	21.6	27.9
職務発明者の職務審査、職務昇進などに使用する	13.0	8.1	6.1	12.3
その他	0.8	0.5	3.4	0.9

注：当該題目の有効な特許データ量の合計は 2166。本題目は複数選択問題で、パーセンテージを加算すると 100%を超える。

設立時期の異なる企業が出願する発明特許の主な用途

表 77： 設立時期の異なる企業が出願する発明特許の主な用途（単位：％）

	0～ 5年	6～10 年	11～15 年	16～ 20年	21年 以上	全体
特許製品を生産し、直接的な経済効果を得るため	61.2	73.4	75.5	76.6	73.4	73.0
許諾、譲渡等の移転・実用化手段で経済効果を得る	23.9	18.7	16.4	11.9	9.9	14.7
競合他社が提起する権利侵害の訴えに対抗する	13.7	14.0	13.9	15.2	12.8	13.8
競合他社に対する抑制またはブロック	15.0	16.8	19.2	20.4	21.6	19.2
技術的備蓄を行う	62.1	63.5	65.9	63.4	65.6	64.4
イメージを作り、宣伝効果を生む	19.7	18.4	16.3	17.4	15.8	17.1
ハイテク企業、「専精特新」企業などの資質認定に 用いる	31.8	37.5	37.4	39.5	34.5	36.3
プロジェクトの申告、審査、奨励の獲得等をサポー トするために用いる	21.0	25.8	26.9	30.6	30.5	27.9
職務発明者の職務審査、職務昇進などに使用する	6.0	8.3	10.0	14.6	16.7	12.3
その他	0.6	1.0	1.5	0.6	0.9	0.9

注：当該題目の有効な特許データ量の合計は 2166。本題目は複数選択問題で、パーセンテージを加算すると 100%を超える。

特許

規模が異なる企業が出願する発明特許の主な用途

表 78: 規模が異なる企業が出願する発明特許の主な用途 (単位: %)

	大企業	中規模企業	小規模企業	零細企業	全体
特許製品を生産し、直接的な経済効果を得るため	71.9	78.3	73.4	65.4	73.0
許諾、譲渡等の移転・実用化手段で経済効果を得る	13.4	10.4	14.9	25.8	14.7
競合他社が提起する権利侵害の訴えに対抗する	19.9	11.4	11.1	8.0	13.8
競合他社に対する抑制またはブロック	27.8	18.6	13.7	10.4	19.2
技術的備蓄を行う	71.6	62.3	61.0	57.1	64.4
イメージを作り、宣伝効果を生む	13.4	17.5	20.5	18.9	17.1
ハイテク企業、「専精特新」企業などの資質認定に用いる	25.0	42.9	46.2	31.0	36.3
プロジェクトの申告、審査、奨励の獲得等をサポートするために用いる	28.5	32.7	27.6	18.2	27.9
職務発明者の職務審査、職務昇進などに使用する	15.1	15.4	9.9	4.2	12.3
その他	1.5	0.7	0.5	0.7	0.9

注:当該題目の有効な特許データ量の合計は 2166。本題目は複数選択問題で、パーセンテージを加算すると 100%を超える。

国家ハイテク技術企業が出願する発明特許の主な用途

表 79: 国家ハイテク技術企業が出願する発明特許の主な用途 (単位: %)

	国家ハイテク企業	非国家ハイテク企業	全体
特許製品を生産し、直接的な経済効果を得るため	78.3	62.2	73.0
許諾、譲渡等の移転・実用化手段で経済効果を得る	12.7	18.9	14.7
競合他社が提起する権利侵害の訴えに対抗する	15.3	10.6	13.8
競合他社に対する抑制またはブロック	21.6	14.5	19.2
技術的備蓄を行う	64.5	64.3	64.4
イメージを作り、宣伝効果を生む	16.6	18.3	17.1
ハイテク企業、「専精特新」企業などの資質認定に用いる	39.9	28.7	36.3
プロジェクトの申告、審査、奨励の獲得等をサポートするために用いる	29.7	24.3	27.9
職務発明者の職務審査、職務昇進などに使用する	13.3	10.0	12.3
その他	0.9	1.0	0.9

注:当該題目の有効な特許データ量の合計は 2166。本題目は複数選択問題で、パーセンテージを加算すると 100%を超える。

特許

異なる地域の企業が出願する発明特許の主な用途

表 80: 異なる地域の企業が出願する発明特許の主な用途 (単位: %)

	東部地区	中部地区	西部地区	東北地区	全体
特許製品を生産し、直接的な経済効果を得るため	72.9	73.5	71.3	80.4	73.0
許諾、譲渡等の移転・実用化手段で経済効果を得る	15.0	15.7	11.1	11.1	14.7
競合他社が提起する権利侵害の訴えに対抗する	14.6	11.9	9.6	10.6	13.8
競合他社に対する抑制またはブロック	20.1	17.3	15.5	14.9	19.2
技術的備蓄を行う	64.8	63.4	65.7	55.2	64.4
イメージを作り、宣伝効果を生む	16.7	17.9	21.3	12.5	17.1
ハイテク企業、「専精特新」企業などの資質認定に用いる	35.6	38.8	37.1	39.3	36.3
プロジェクトの申告、審査、奨励の獲得等をサポートするために用いる	26.8	32.0	30.5	31.1	27.9
職務発明者の職務審査、職務昇進などに使用する	11.0	15.7	16.6	17.7	12.3
その他	1.0	0.5	1.6	0.6	0.9

注:当該題目の有効な特許データ量の合計は 2166。本題目は複数選択問題で、パーセンテージを加算すると 100%を超える。

表 24: 国家ハイテク企業の発明特許の技術ライフサイクル (単位: %)

	国家ハイテク企業	非国家ハイテク企業	全体
技術の萌芽期	7	14.6	9.4
技術の成長期	46.0	48.4	46.8
技術の成熟期	44.1	34.4	41.1
技術の衰退期	2.9	2.5	2.8
合計	100.0	100.0	100.0

注:当該題目の有効な特許データ量の合計は 19578。

表 33: 国家ハイテク企業発明特許研究開発期間 (単位: %)

	国家ハイテク企業	非国家ハイテク企業	全体
半年未満	8.5	10.3	9
半年から 1 年	35.4	33.6	34.9
1~2 年	38.5	36.7	37.9
2~3 年	12.6	13	12.7
3 年以上	5	6.4	5.4
Total	100.0	100.0	100.0

注:当該題目の有効な特許データ量の合計は 19001。

特許

国家知識産権局が特許審査はウェイ (PPH) 改善提唱への参加を宣言

特許審査ハイウェイ (PPH) のユーザー体験をさらに向上させるために、中国国家知識産権局は中米欧日韓の知的財産権 5 庁が協力する「PPH 改善提唱」に参加すると宣言し、2024 年の PPH 第一回審査意見通知書の平均期間と PPH が出願人の意見に応答する平均期間の目標を 3 ヶ月に設定し、PPH ユーザーのためにより期待できる審査期間を提供する。

PPH は異なる国又は地域間の特許スピード審査チャンネルであり、特許審査機関間のワークシェアリングにより特許審査プロセスを迅速化する。2011 年 11 月に最初の PPH 試行が開始されてから現在までに国家知識産権局は相次いで 32 の国又は地域の特許審査機関と PPH の協力を確立した。

(国家知識産権局 より)

中米欧日韓 5 庁が共同で公表した統計報告によると、中国の発明特許出願の品質が向上し、デジタル技術分野の特許出願が活発化

国家知的財産権局の公式サイトがこのほど公表した 2024 年第 4 期「知的財産権統計ブリーフィング」によると、2023 年 12 月 21 日、中米欧日韓の知的財産権 5 庁は全世界のユーザーに向けて「2022 年世界 5 大知的財産権庁統計報告」(以下、「報告」という)を公表した。報告は知的財産権 5 庁協力統計作業グループ (IP5StatWG) が年度ごとに輪番制で作成し、2023 年は米国特許商標局庁が主導し、他庁が協力して参加した。国家知識産権局は「報告」を翻訳して中国語版を作成し、同局の公式サイトで公開する。分析の結果、関係する主な特徴は以下の通りである。

一、5 庁クロス出願の中で中国からの件数増加が最も早い

5 庁クロス出願 (Cross Filings) とは、報告の期間中に 5 庁のうち 2 つ以上に提出された同じ優先度を持つ発明特許出願のことである。関連データによると、2016 年と比べ、中国からのクロス出願の割合は 5 ポイントアップし、増幅率が最大となった。

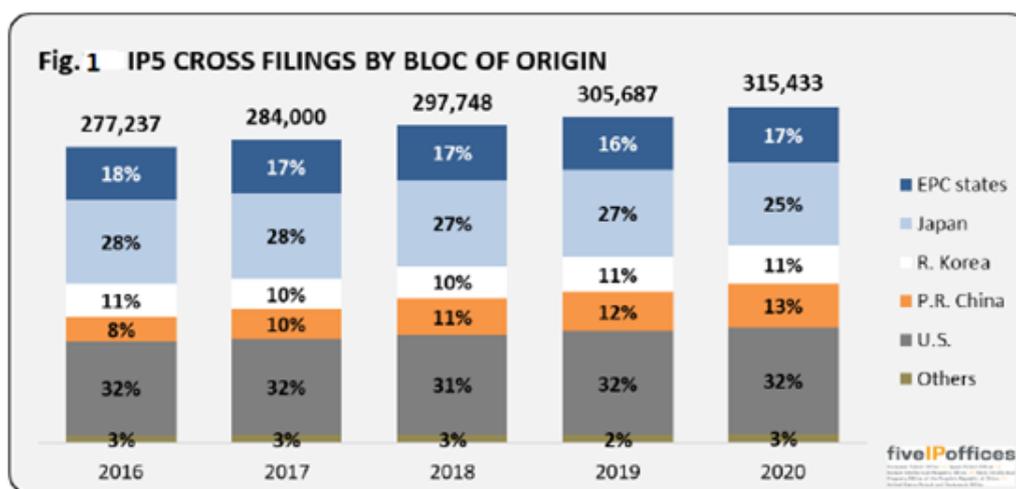


図 1 出所国 (地域) 別 5 庁クロス出願の状況

二、中国で最初に出願された発明特許によるファミリー特許形成の比重はわずか 2.5%

ファミリー特許は、同一の優先権に基づき異なる国又は地域で提出された特許出願のグループであり、優先権特許出願の時期によって統計されている。「報告」は、欧州特許庁のグローバル特許公開文書データベース (DOCDB) に基づいて、入手可能な最新の 2018 年 5 庁ファミリー特許出願の状況について統計を行った。2018 年の 216.5 万件の 5 庁の初回出願では、合計 27.9 万件がファミリー特許を形成し、シェア

特許

の比率は 12.9% となり、そのうち 3.2 万件は 5 庁全てで出願を行い、1.5% を占めた。出所国別に見ると、2018 年の中国の出願人による 139.3 万件の初回発明特許出願のうち、3.5 万件がファミリー特許を形成し、2.5% を占めた。

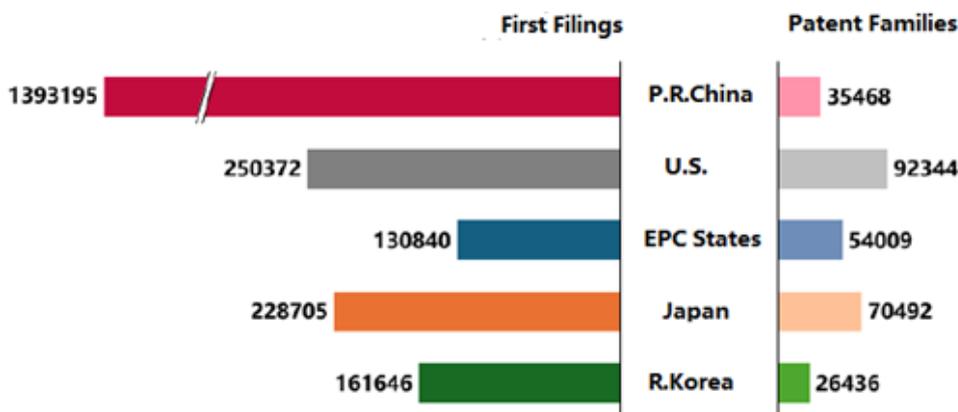


Fig3. First Filings and Patent Families in Blocs (Unit: Piece)

図 3 初回出願の出所国別ファミリー特許の状況 (単位: 件)

三、中国の発明特許出願においてコンピュータ技術分野の占める割合が最も高い

世界知的所有権機構によって分類された 35 の技術分野は、2022 年に CNIPA と USPTO の発明特許出願において、コンピュータ技術分野の占める割合が最も高く、いずれも 15% となっている。

Field of technology	EPO		JPO		KIPO		CNIPA		USPTO	
	Share	Change								
1. Electrical machinery, apparatus, energy	7%	+18%	8%	0%	8%	+8%	7%	+11%	6%	+7%
2. Audio-visual technology			4%	7%	4%	+4%			4%	-3%
3. Telecommunications										
4. Digital communication	9%	+11%			5%	+10%	5%	+16%	10%	-3%
5. Basic communication processes										
6. Computer technology	8%	+2%	6%	3%	7%	+5%	15%	+17%	15%	+2%
7. IT methods for management			3%	+14%	7%	+5%	3%	+20%	4%	-2%
8. Semiconductors			4%	7%	6%	+9%			5%	0%
9. Optics			4%	-9%						
10. Measurement	5%	+1%	5%	1%	4%	0%	8%	+7%	4%	+3%
11. Analysis of biological materials										
12. Control										
13. Medical technology	8%	+1%	6%	0%	5%	+1%	4%	-8%	8%	-5%
14. Organic fine chemistry	3%	0%								
15. Biotechnology	4%	+11%								
16. Pharmaceuticals	5%	+1%							3%	-9%
17. Macromolecular chemistry, polymers										
18. Food chemistry										
19. Basic materials chemistry										
20. Materials, metallurgy										
21. Surface technology, coating										
22. Micro-structural and nano-technology										
23. Chemical engineering							4%	-12%		
24. Environmental technology										
25. Handling										
26. Machine tools							4%	-13%		
27. Engines, pumps, turbines										
28. Textile and paper machines										
29. Other special machines	3%	-2%								
30. Thermal processes and apparatus										
31. Mechanical elements										
32. Transport	5%	-3%	4%	1%	5%	-1%	3%	-3%	4%	+4%
33. Furniture, games			6%	-10%						
34. Other consumer goods							4%	-11%		
35. Civil engineering					3%	-14%				

図 4 技術分野別 5 庁発明特許出願の状況

特許

四、中国特許出願の平均請求項数の上昇幅が最も大きい

2022 年、USPTO に出願を提出した発明特許の平均請求項数は 18.0 項で、5 庁で最も高かった。変化の状況から見ると、2018 年と比べ、CNIPA 特許出願の平均請求項数の上昇幅が最大で、1.7 項増加した。

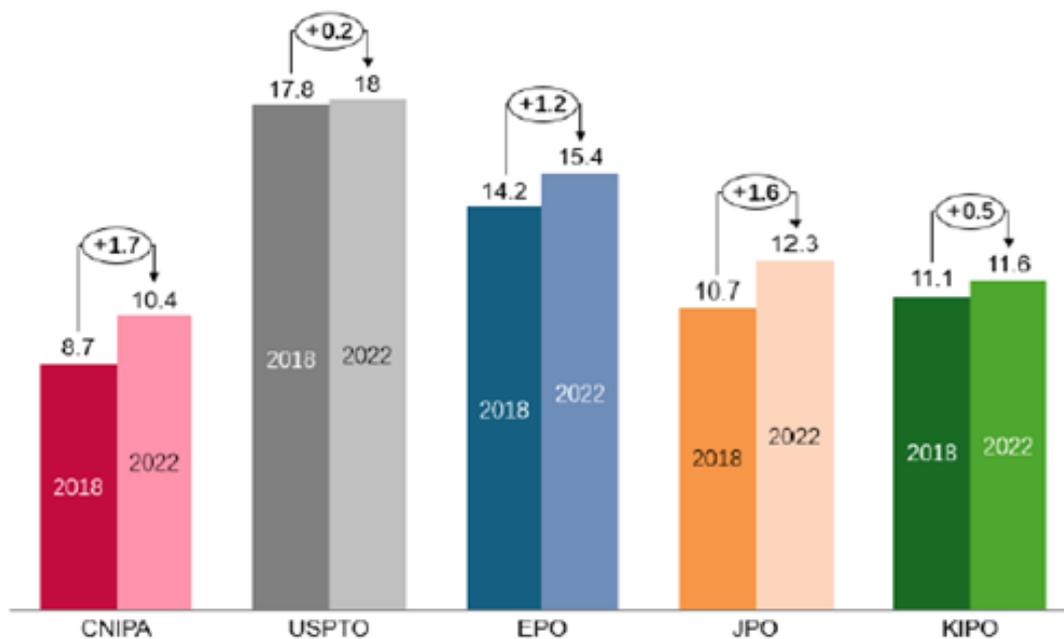


Fig 5 Average Number of Claims Contained in One Invention Patent Application by Office

図 5 5 庁発明特許出願平均請求項数 (単位：項)

五、中国が権利を付与した発明特許の半数以上が 14 年以上維持できる

「報告」は出願日から起算した 5 庁が権利を付与した発明特許の維持の状況を統計した。統計によると、USPTO、JPO が権利を付与した発明特許のうち、半数以上が 15 年間維持でき、CNIPA は 14 年となっている。

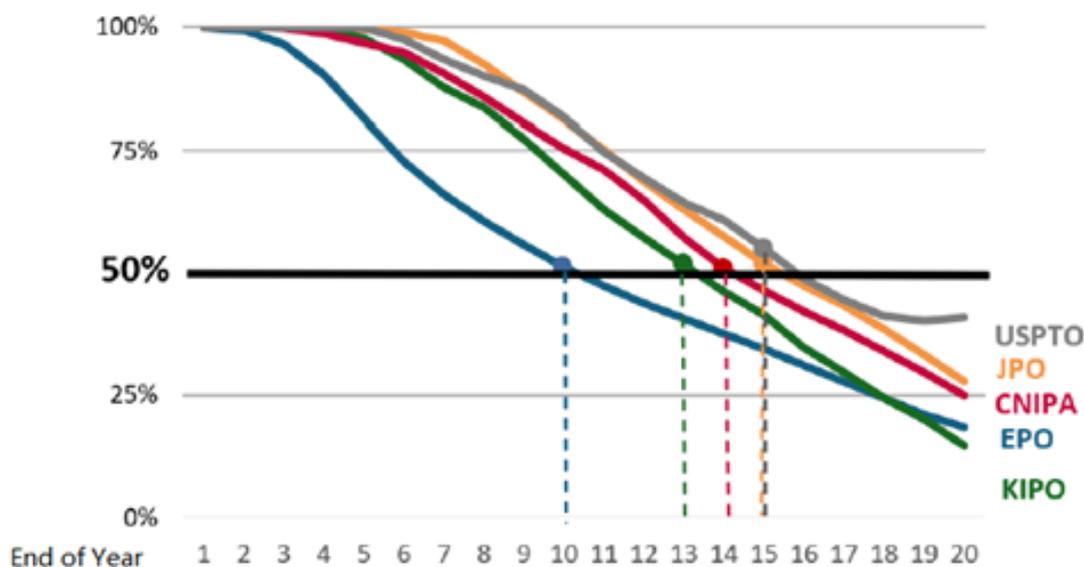


Fig 6: Granted Patents-Maintenance From Filing Date (Unit: Year)

図 6 維持年限別 5 庁による権利付与済み発明特許の維持状況 (単位：年)

特許

六、中国の発明特許審査期間が明らかに短縮

審査機関から見ると、2022年におけるCNIPA発明特許の平均審査期間は16.5ヶ月で、2018年より大幅に6ヶ月短縮された。

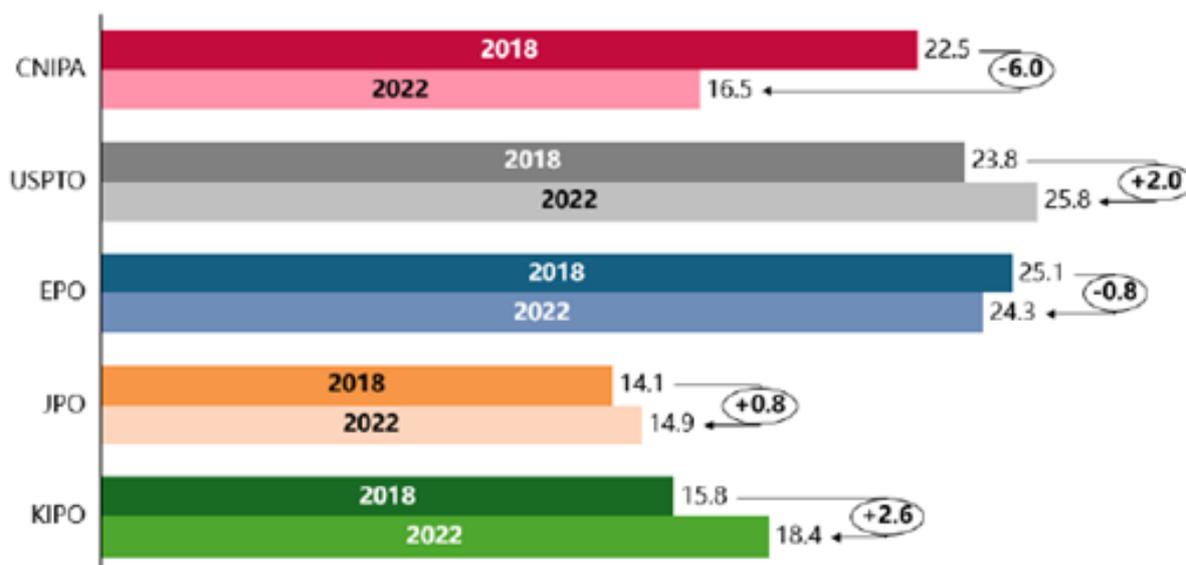


Fig 7: Invention Patent Application Examination Periods of IP5 Offices

図7 5庁の発明特許審査期間の状況（単位：月）

七、2022年全世界及び5庁の発明特許出願件数と権利付与件数

「報告」は出願日から起算した5庁が権利を付与した発明特許の維持の状況を統計した。統計によると、USPTO、JPOが権利を付与した発明特許のうち、半数以上が15年間維持でき、CNIPAは14年となっている。

別表：2022年全世界及び5庁の発明特許出願件数と権利付与件数

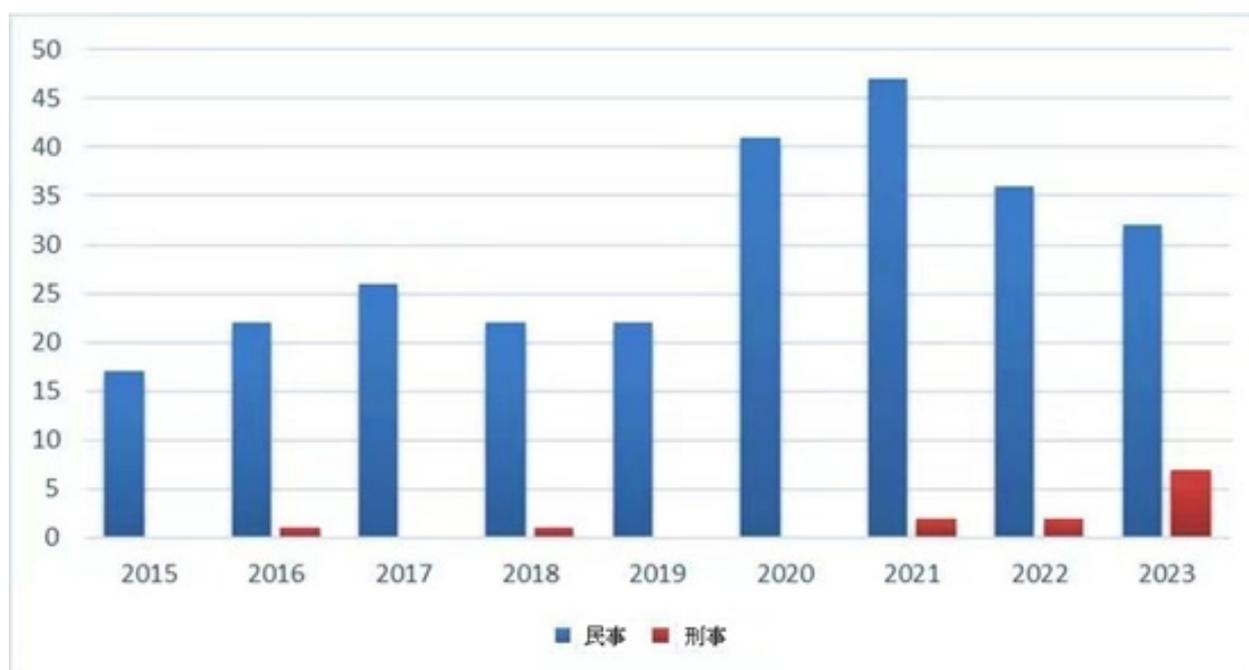
グループ		単位：万件						
		全世界の合計	5庁の合計	CNIPA	USPTO	EPO	JPO	KIPO
出願	件数	345.7	293.4	161.9	59.4	19.3	29	23.8
	前年同期比の増加	1.7%	1.4%	2.1%	0.5%	2.5%	0.1%	-0.2%
権利付与	件数	182.3	154	79.8	32.3	8.2	20.1	13.5
	前年同期比の増加	3.9%	5.3%	14.7%	-1.3%	-24.9%	9.2%	-7.3%

(国家知識産権局 より)

営業秘密

上海市第三中級人民法院、上海知識産権法院が公表した 2015～2023 年の営業秘密事件の裁判状況

第 24 回世界知的財産の日が近づく中で、上海市第三中級人民法院、上海知識産権法院は 2015～2023 年の営業秘密事件の裁判状況とモデルケースを公表した。市高院によると、2015～2023 年に上海市第三中級人民法院は営業秘密刑事事件を 13 件受理し、そのうち第一審事件は 9 件、第二審事件は 4 件であった。上海知識産権法院は営業秘密民事事件を 265 件受理し(契約案件 7 件を含む)、そのうち第一審事件は 179 件、二審事件は 57 件、その他の事件は 29 件であった。営業秘密行案件は 1 件受理した。例年の事件受理状況から見ると、営業秘密事件が知的財産権事件において占める割合は高くないが、全体的には依然として安定して上昇基調にある。



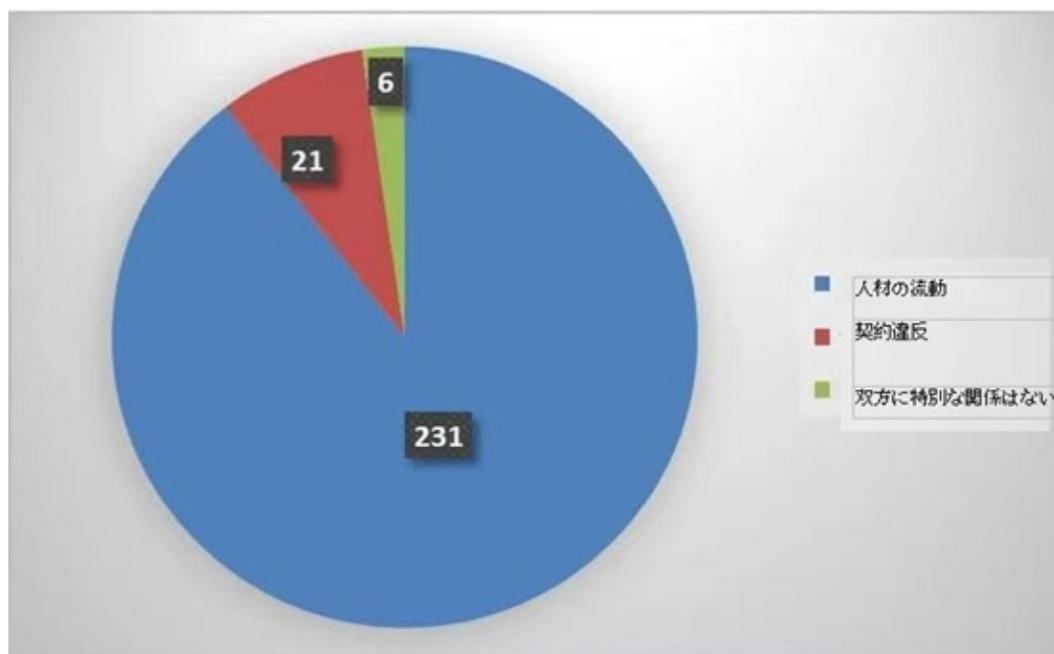
民事と刑事事件の例年の事件受理件数

営業秘密事件は主に以下の特徴を呈している。

➤ 一つ目は、当事者の状況から見ると、ハイテク分野の経営者、従業員が多い。受理した事件の多くはチップ、バイオ医薬、新材料、電子情報などのハイテク分野に関連しており、関連する企業はいずれもハイテク分野の経営者であり、関連する自然人はコア技術の職場に勤めているか高級管理職を務めていることが多く、学歴が普遍的に割と高い。

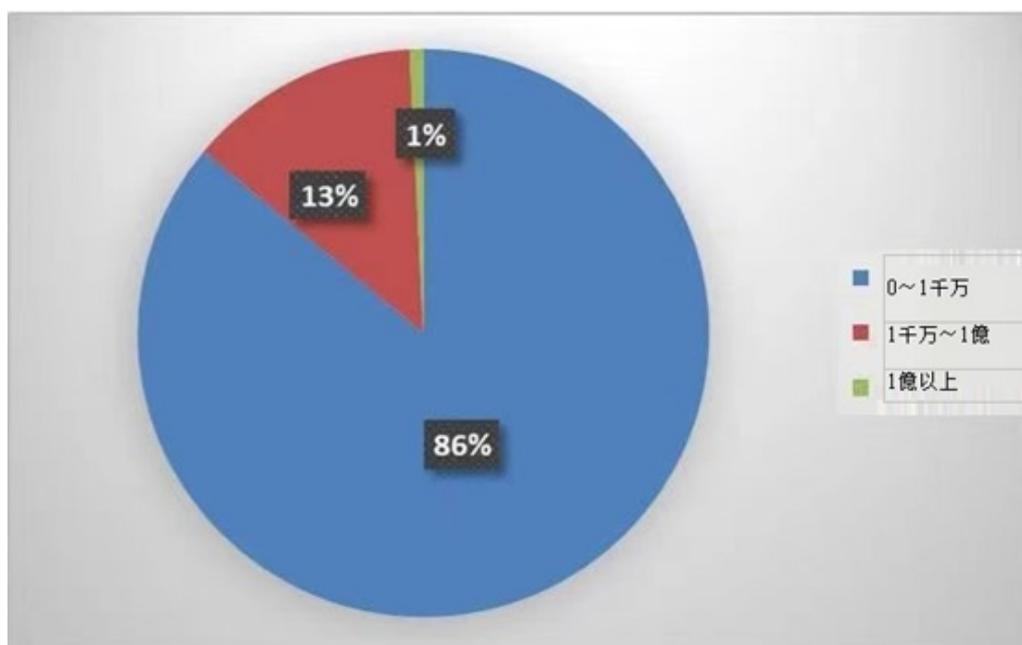
➤ 二つ目は、事件の原因から見ると、人材の流動による紛争が多い。営業秘密民事事件では、従業員が勤務期間中に権利者の営業秘密を把握したか接触し、離職後に同業分野で就職したり、創業時に営業秘密を違法に開示、使用し、または他人に営業秘密の使用を許諾したことによる紛争が 231 件あり、89.53%を占めている。営業秘密刑事事件はいずれも人材の流動に起因して発生している。

特許



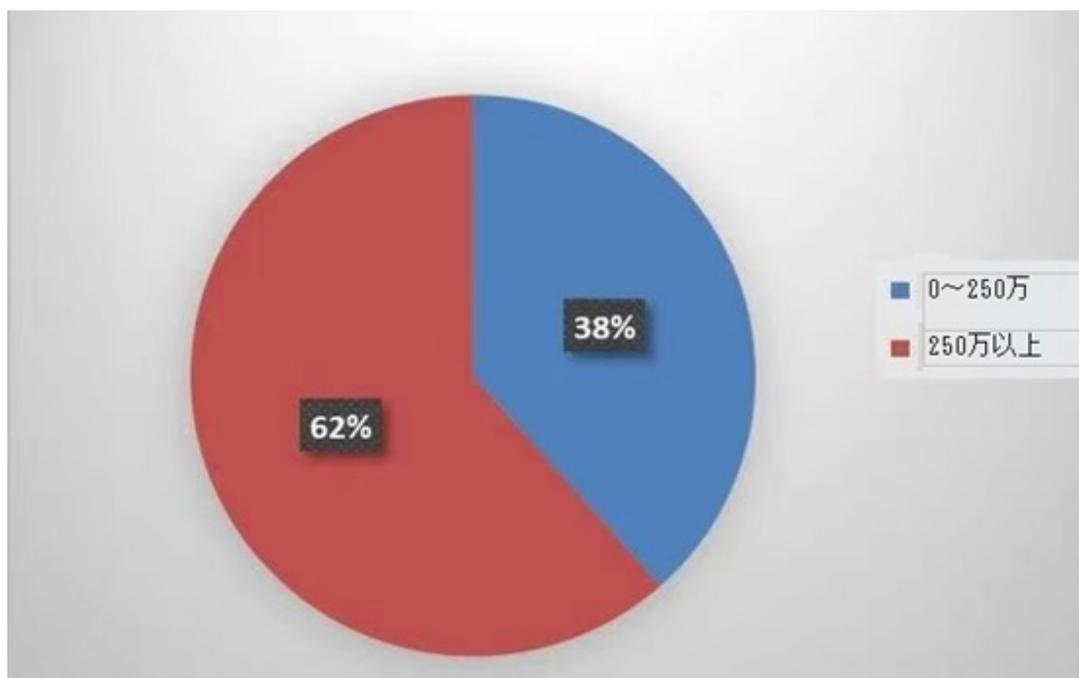
事件の起因の分布

➤ 三つ目は、事件にかかる金額から見ると、訴額または犯罪にかかる金額が割と高い。上海知識産権法院が受理した営業秘密侵害民事事件のうち、訴額が1,000万元を超えたのは34件で、約13%を占めており、1億元を超えたのは2件で、訴額の最高額は1.9億元に達した。同時期に上海市第三中級人民法院が受理した営業秘密侵害刑事事件のうち、犯罪にかかる金額が250万元を超えたのは8件あり、最高額は4,000万元余りに達した。



民事事件の訴額

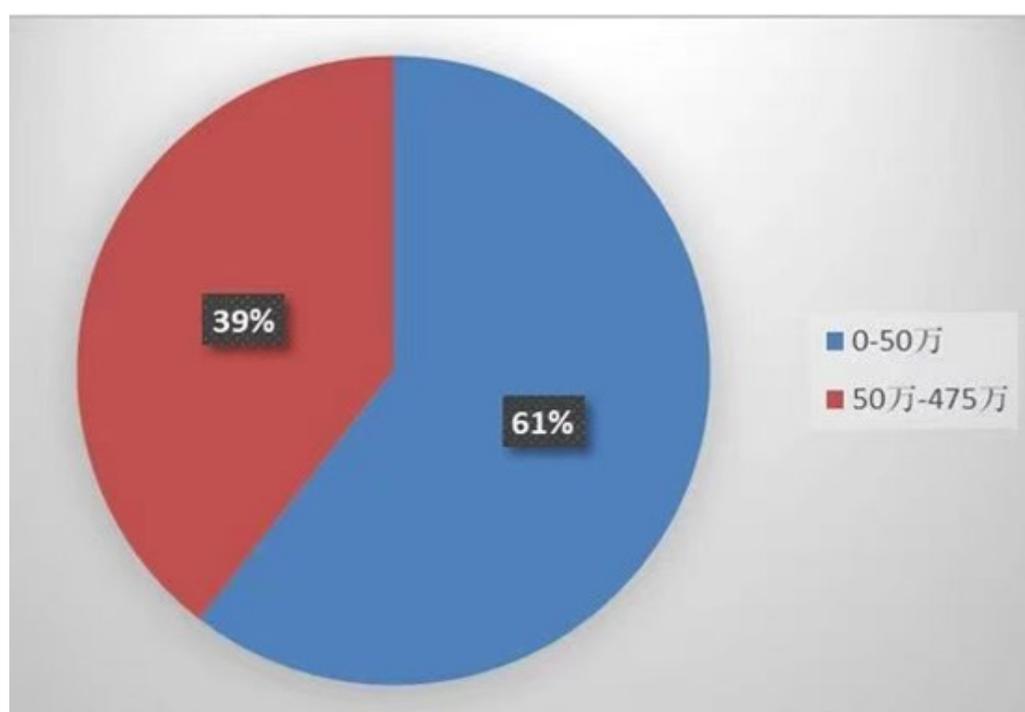
特許



刑事事件の犯罪にかかる金額

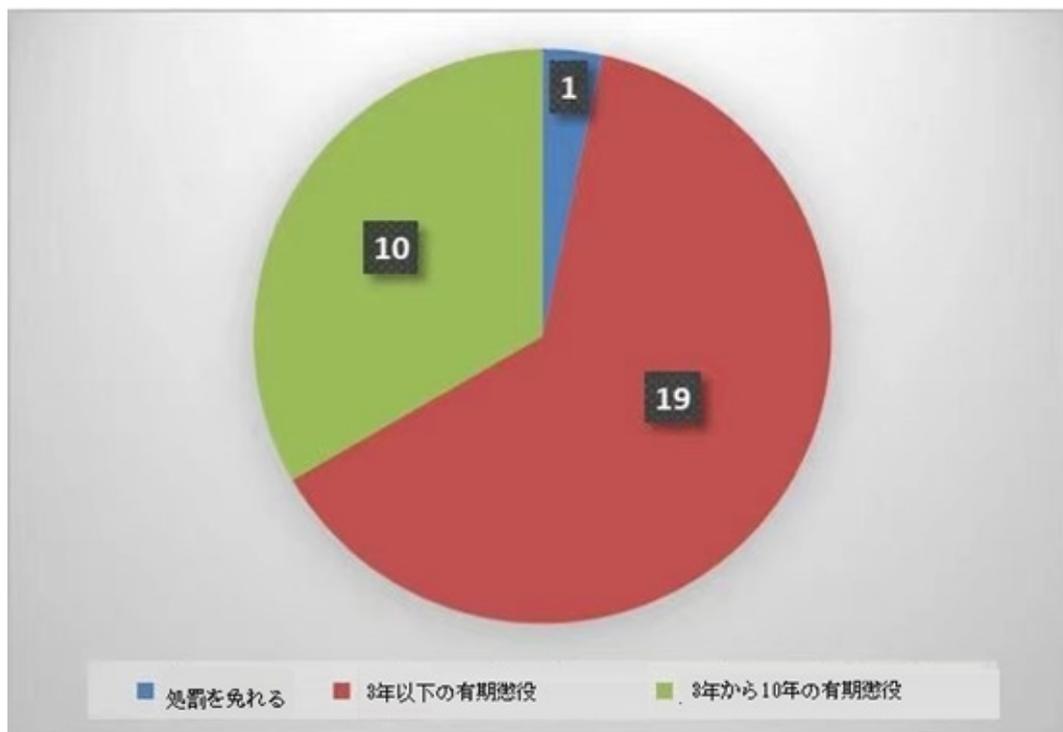
➤ 四つ目は、権利侵害の方式から見ると、インターネット技術を利用することが次第に主な手段となっている。情報ネットワーク技術の発展に伴い、多くの企業が営業秘密をLANやインターネットに保存することを選択するようになり、防護体系の不備により営業秘密が盗まれるという方式は、電子データの不法ダウンロード、情報ネットワークを介した情報転送等に段々多く表れるようになってきている。

➤ 五つ目は、裁判の結果から見ると、司法保護と取締りの力が顕著に示されている権利者の請求が支持されたか部分的に支持された38件の事件うち、賠償額が50万元以上に達した事件は15件で、最高額は475万元に達した。営業秘密刑事事件では、いずれも犯罪が成立すると認定され、事件に関わる30人の被告人のうち10人が3年から10年の有期懲役刑を言い渡され、19人が3年以下の有期懲役刑を言い渡された。



民事事件の賠償額

特許



刑事事件の被告人の量刑

(上海発布 We Chat 公式アカウント)